

総務文教委員会

委員長 坂本靖男 副委員長 高橋裕子
委員 岩切幹嘉・五藤源寿・榊朋之・迫賢二・白水勝己

主に議論となった内容

- ◎平成26年度一般会計補正予算
債務負担行為補正、コミュニティバス運行補助金
 - Q 国からの補助金の有無は。
 - A バスは業者購入としたので補助対象外である。
地域介護・福祉空間整備事業費補助金増額
 - Q 特別養護老人ホーム開設準備金との説明であるが、増床による改善でどうなるのか。
 - A 50床の増床により、市内にいる待機者の一部解消が期待される。
子育て支援センター管理事務費減額
 - Q 「子育てガイドすくすく」の冊子を7200部、作成業者が全て広告料収入で作成。それにより市の負担がなかったようであるが、広告の内容、量などについて一定の規定が必要ではないのか。
 - A 今後の課題として検討する。
担任サポート事業費増額
 - Q 大谷小サポートティーチャー2名配置の期間と今後についてどう考えるのか。
 - A 平成26年度末まででその後については状況を見て配置する。

- ◎公用車による交通事故に伴う損害賠償の額の決定の専決処分
 - Q 事故処理等により公務に支障は出なかったのか。
 - A 公務に影響はなかったと考えている。
- ◎「集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対する請願」及び「同閣議決定の撤回を要求する意見書提出を求める請願」
 - 要望 公用車による事故防止対策に鋭意努めてもらいたい。
 - 意見 閣議決定の内容は、我が国防衛のための法の隙間を埋めるための措置で、他国防衛のための集団的自衛権を認めたものではない。また、憲法9条の下で許される自衛の措置の限界について解釈を見直したものと捉えられる。
 - 反対討論 平成26年7月14日衆院予算委員会で内閣法制局長官は「丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点で今も変わっていない。昭和47年の政府見解の基本的論理と整合するものであると考えている。」と発言している。
採決の結果、2つの請願について賛成者がなく不採択となった。

市民厚生委員会

委員長 前田俊雄 副委員長 米丸貴浩
委員 竹下尚志・松尾徳晴・塚本良治・近藤幸恵

主に議論となった内容

- ◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(子ども・子育て支援新制度により家庭的保育事業等の認可が市町村の事務とされたことに伴い、その設備運営に関する基準を定めるもの)
 - Q 小規模保育事業において「保育士の割合が4分の3以上」、「連携施設に関する経過措置」は、国は5年間猶予、市には経過措置がないが、新規事業者の参入が厳しいのではないのか。
 - A 当初から量の充実と質の確保が車の両輪であることは確認しており、今回設けた上乘せ基準は、全国的に見ても特別なものは一切ない。市の基準は、国が誘導しようとしている方向にあわせたものである。
また、割合を4分の3以上にすることで運営費の加算があり事業者にもメリットがある。
- ◎介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - Q 介護給付費適正化事業のケアプランチェックについて、課題となるような事例はあったのか。
 - A 重複過誤調整することはあるが大きな課題はなかった。

- Q 介護認定について、認定までどのくらい期間がかかっているのか。
- A 基本的には1カ月以内としており、事情がある場合は、2カ月以内に認定している。
- Q 期間短縮のため何か対策を講じているのか。
- A 日程調整等において短縮の努力をしている。
- Q 包括支援センターにおける業務量についてはどのように考えているのか。
- A 適正に対応できていると考えている。
- ◎放課後児童クラブの指定管理者「特定非営利活動法人子ども未来ネットワーク春日」を指定
 - Q 前回より評価点がかなり良くなっているが、何か著しい取り組みがあったのか。
 - A 危機管理体制の項目では、平成25年度から独自の連絡網を構築し、緊急時などにメール配信を行っている。関連事業実績の項目では、児童一人ひとりを、十分に把握する取り組みなどがなされている。
 - Q 指定期間を前回3年から今回5年にしているが基準はあるのか。
 - A 明確な基準はなく、運用の中で決めている。

地域建設委員会

委員長 武末哲治 副委員長 中原智昭
委員 村山正美・柴田英明・與國洋・野口明美

主に議論となった内容

◎下水道事業会計補正予算

収益的収入の総額を、574万5千円減額し、24億1481万円余に補正し、収益的支出の総額を317万1千円減額し、20億5468万円余に補正する。また、資本的支出の総額を791万6千円減額し、21億5138万円余に補正する。

Q 毎年9月補正で発生する決算に伴う県からの剰余金返還金が発生していないのは。

A 例年、発生する剰余金について、今年度は消費税増税及び事業費の増加分を負担金単価に反映させることのないよう剰余金を充当している。このため県からの返還金は発生していない。また、返還金が発生した場合は、今まで通り、特別利益過年度損益修正益に計上される。

Q 県が借入先を民間等資金へ変更するように要請した理由は。

また、民間等資金から借り入れた場合の利率は。

A 各企業債の借入先については、資金ごとに割り当てられた枠があり、これを超える枠については、県が調整を行う。

また、借入条件を変更することで、低金利での借入れが可能となる。

Q 1月から3月までの運営にかかる資金計画は。

A 年度末までの資金計画において、一時的に資金不足が発生するが、低利率の一時借入金を活用していく。

決算審査特別委員会

委員長 野口明美 副委員長 柴田英明
委員 塚本良治・岩切幹嘉・近藤幸恵・中原智昭・白水勝己・武末哲治

主に議論となった内容

◎平成25年度一般会計歳入歳出決算認定

一般会計の決算は、歳入においては地方交付税や諸収入は減少しているが、歳入の根幹をなす、すべての税目が増収となり、また、国県支出金や繰越金の増等により、歳入全体では増額となった。歳出においては、前年度に比べ総務費、民生費は減となったが、土木費、教育費、公債費が増となり、全体では前年度に比べ4.4%の増となった。この結果、平成25年度の歳入歳出の差引額と翌年度に繰り越す財源を差し引いた、実質収支額は8億9003万円余の黒字となった。

Q 実質収支額が8億9千万円、財政調整基金が約15億7千万円の状況を考えて、市民ニーズにまだまだ還元できるのではないか。

A 実質収支比率においては、適正な範囲内であり、市民サービスの財源はきちんと確保した上で、運用している。

Q 随意契約及び入札における地元業者の育成等に対する進捗状況、新規業者が参入しやすいシステムの導入及び入札が不調になった場合の対応は。

A 指名競争入札及び随意契約では、市内業者で対応できる案件について、過去の指名回数、実績等を参考にして、偏らないように業者選考を行っている。また、入札が不調になった場合は、業者を入れ替えて再入札を行い、新規業者の参入しやすいシステムの構築は今後研究・改善を図っていきたい。

Q 全体の不用額は、前年度と比較し減ってはいるが、税負担の公平性の観点からも、早期に市民サービスに還元してほしい。

A 不用額については、事業の見込みが立った後の直近の議会で減額補正を計上するようにしている。平成25年度は、歩道等路面復旧整備や側溝整備、市営住宅建替えなど、市民サービスへの還元を行っている。

要望 ファイナンシャルプランナーによる納税相談で市税滞納の解消を図り、平成25年度は4700万円の税収があり改善はされているが、今後もさらなる、市税収入未済額の減少と、再発防止に努めてほしい。

また、本市財政の硬直化を防止するため、経常収支比率の改善に努力されるとともに、予算執行に当たっては、事業の優先性、効率性などを再検討し、市民サービスに応える財源の有効活用に、より一層努力されることを望む。